

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 二六〇
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 二六〇
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 二六〇
- 土地改良法により換地処分をした件 二六〇
- 保安林の指定を解除する予定である件 二六〇
- 保安林の指定を解除する件 二六〇
- 道路の区域を変更する件 二六〇
- 道路の供用を開始する件 二六〇
- 河川法施行令第十六條の二第三項に規定する水域及び通航方法を指定する件の一部を変更する件 二六〇
- 公告
随意契約の相手方を決定した件 二六〇
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があつた件 二六〇
- 福島県教育委員会教育長
指定公金事務取扱者に公金の収納の事務を委託した件 二六〇
- 一般競争入札を行う件 二六〇
- 正 誤
令和八年五月二十二日付け定例第六百七十四号中 二六〇

告 示

福島県告示第四百二十六号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和八年六月十

二日から同年十月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。
 令和八年六月十二日
 福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 岩瀬書店富久山店 福島県郡山市富久山町八山田字大森新田三十六番一ほか
 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに代表者の氏名
 （変更前）株式会社岩瀬書店
 福島県福島市御山中川原八十一一
 代表取締役 関谷 洋平

（変更後）株式会社岩瀬書店
 福島県福島市御山中川原八十番地一

代表取締役 駒橋 正徳

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名（小売業を行う者の住所の変更 三件、小売業を行う者の代表者の氏名の変更 一件）

三 届出年月日
 令和八年五月二十八日
 四 届出をした者
 株式会社岩瀬書店

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年六月十二日から同年七月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
 令和八年六月十二日

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
 福島県知事 内堀 雅 雄
 イオンモール伊達 福島県伊達市堂ノ内地区一街区二百三十二画地ほか二百八十九

二 法第八條第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 筆
 意見なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津北部土地改良区から令和八年五月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月三日認可した。

令和八年六月十二日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

福島県告示第四百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、阿武隈川上流土地改良区から令和八年五月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月三日認可した。

令和八年六月十二日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

福島県告示第四百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和八年五月十九日森宿地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和八年六月十二日

福島県知事 内堀雅雄
(農村基盤整備課)

福島県告示第四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和八年六月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
双葉郡双葉町大字松倉字葉ノ木谷地一九五の二、一九五の五、一九七の八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月十二日

- 一 解除に係る保安林の所在場所
耶麻郡猪苗代町大字中小松字西浜甲一六一四の一四二
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第四百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道原町川俣線	南相馬市原町区上北高平字員餅二八六番地先から 同 市原町区上高平字柳町七七番地先まで	変更前	一九・一 四七・五	四四七・〇
		変更後	一九・一 二二・一	四四七・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道原町川俣線	南相馬市原町区上北高平字員餅二八六番地先から	令和八年六月十五日

同 市原町区上高平字柳町七七
番地先まで

(道路計画課)

福島県告示第四百三十五号

河川法施行令第十六条の二第三項に規定する水域及び通航方法を指定する件(令和六年福島県告示第五十六号)の一部を次のように変更し、令和八年七月一日から施行する。
令和八年六月十二日

福島県知事 内堀雅雄

別表第一航2の項中「耶麻郡猪苗代町大字翁沢字不動堂五七九番八地先」を「耶麻郡猪苗代町大字翁沢字不動堂五七九番一七地先」に改める。

別表第二禁2の項中「耶麻郡猪苗代町大字壺楊字浜一三〇番一六地先」を「耶麻郡猪苗代町大字壺楊字浜一三〇番一三〇番一三〇番一六地先」に改め、同表禁3の項中「耶麻郡猪苗代町大字壺楊字浜一三〇番一六地先」に改め、同表禁8の項中「耶麻郡猪苗代町大字翁沢字浜道五一八番地先」を「耶麻郡猪苗代町大字翁沢字浜下五二四番二地先」に改め、同表禁15の項中「会津若松市湊町大字静瀉字平浜一一九番地先」を「会津若松市湊町大字静瀉字平浜一四番地先」に改める。

別表第三救1の項中「耶麻郡猪苗代町大字壺楊字浜一三〇番一六地先」を「耶麻郡猪苗代町大字壺楊字浜一三〇番一三〇番一六地先」に改め、同表禁8の項中「耶麻郡猪苗代町大字壺楊字浜一三〇番一六地先」に改める。

(河川計画課)

公 告

公告第137号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム運用・保守業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年6月12日

福島県知事 内堀雅雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県庶務システム運用・保守業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和8年5月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 随意契約に係る契約金額
50,160,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(職員業務課)

公告第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和八年六月十二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
新地町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 大堀 武

同 遠藤 満

同 荒 拓見

同 目黒 繁美

同 熊澤 孝男

同 星 新一

同 菊地 幸信

同 目黒 清明

同 寺島 信夫

同 渡邊 登

同 森 一馬

同 八巻 和夫

同 星 光

同 渡部 和志

同 佐藤 光昭

同 加藤 隆一

同 菅野 清久

同 水戸 春生

就任した役員

役別 氏名

理事 大堀 武

同 遠藤 満

同 荒 昭美

同 目黒 繁美

同 熊澤 孝男

同 星 新一

同 菊地 幸信

同 加藤 順一

同 寺島 信夫

同	渡邊 登	同	郡同	町大戸浜字宮田七〇番地
同	森 一馬	同	郡同	町駒ヶ嶺字東雨溜三三番地の二
同	八巻 和夫	同	郡同	町駒ヶ嶺字上ノ町六番地
同	星 光	同	郡同	町駒ヶ嶺字北向屋敷一五番地
同	佐藤 一彦	同	郡同	町駒ヶ嶺字富穴前九番地
同	佐藤 光昭	同	郡同	町大字福田字西山崎一三番地
同	加藤 隆一	同	郡同	町大字福田字新地一〇三番地の二
同	菅野 清久	同	郡同	町今泉字浜畑一四一番地の二
同	水戸 春生	同	郡同	町谷地小屋字新地八四番地の二

(農村計画課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。

令和八年六月十二日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

- 一 指定公金事務取扱者の名称
株式会社東北装美
- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
郡山市並木三丁目五番地の三
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日
令和八年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金収納の事務
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
令和八年四月一日

(社会教育課)

公告第2号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける新時代の学校におけるICT環境研究開発事業に係る端末等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年6月12日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 新時代の学校におけるICT環境研究開発事業に係る端末等一式（搬入、導入、設置、調整、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和9年1月1日から令和14年12月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定の後にこの入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この入札公告の日から過去3年以内に、仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと同程度の物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を賃貸借期間中確実に貸与できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年7月3日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法とし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁教育総務課

電話024-521-8658

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和8年6月12日（金）から同年7月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年7月24日（金）午前10時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎4階教育総務課分室1（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札に参加する場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年7月23日（木）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければな

らない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: ICT Terminals for a project in research and development of ICT environments in Schools of a New Era including its delivery, implementation, installation, adjustment, and removal, etc. 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 24 July 2026

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 23 July 2026

(4) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Affairs Section, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-8658
(教育総務課)

